

よつば・にこる 身体拘束等の適正化のための指針

令和3年7月10日 制 定

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束とは利用者の意志に関わらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であると同時に、利用者の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為であり、利用者の尊厳を著しく侵害するものです。

よつば・にこる（以下「事業所」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の提供に努めます。

2 身体拘束適正化検討委員会の設置

事業所運営法人である株式会社TRW（以下「事業者」という。）は身体拘束等の適正化のための対策を検討するため、身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を組織します。

事業所は身体拘束適正化検討委員（以下「委員」という。）を置き、委員会及び委員は虐待防止委員会及び虐待防止委員を兼ねるものとします。

1) 委員会は事業所内での身体拘束等の適正化を図るため、次の業務を行います。

- ① 身体拘束等について報告するための様式の整備
- ② 報告された事例の調査、分析及び適正化策の検討
- ③ 報告された事例及び分析結果等の職員への周知
- ④ 適正化策実施後の効果の検証
- ⑤ 身体拘束廃止に向けた職員の指導、研修等の実施

2) 委員会の構成員は次のとおりとします。

- ① 事業所管理者（各事業所一人）
- ② 児童発達支援管理責任者又は基準指導員（各事業所一人）
- ③ 委員長（法人で一人）…事業所管理者に属する委員から、委員の互選により選出します。

○委員長は委員会の議長となり、委員会の業務を総括管理します。

3 身体拘束等発生時の対応

事業所職員は利用者の身体的、精神的、社会的特性を踏まえ、身体拘束に依らない療育の提供を行うことを前提としつつ、利用者本人及び他の利用者の生命、身体、権利を危険から保護するために、やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の基準等に従い実施します。

| 株式会社TRWにおける身体拘束等に該当する具体的な行為 |
|-----------------------------------------|
| ○安全ベルト・紐等を使用し椅子等に固定する |
| ○紐等を使用し、手、足、胴体をベット等に固定する |
| ○作業を行うのに必要な部屋等の入り口をふさぎ、自由に出入りができないようにする |
| ○職員が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する |
| ○利用者に威圧的な言動、対応を取ること |
| ○利用者のニーズに対し、無視、無関心等の対応を取ること |

1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

やむを得ず身体拘束を行う場合には、次の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

| | |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 切迫性 | <p>利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことを要件とします。</p> <p>切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認します。</p> |
| 非代替性 | <p>身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことを要件とします。</p> <p>非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に支援方法が存在しないことを複数職員で確認します。</p> <p>また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択します。</p> |
| 一時性 | <p>身体拘束その他の行動制限が一時的であることを要件とします。</p> <p>一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定します。</p> |

2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行う必要がある場合には、個別支援計画書に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

また、事前に委員会に於いて、身体拘束の原因となる状況の分析を行い、身体拘束の解消に向けた取組みや目標とする解消の時期等を決定します。

②利用者本人及び家族への十分な説明

利用者の意志及び人格を尊重し、安心して事業所を利用していただくため、利用契約時に事業所の方針を説明します。

また、やむを得ず身体拘束を行う必要がある場合には、利用者本人及び家族に対して身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由及び改善に向けた取組み等を説明し、十分な理解を得るように努めると共に、事前に個別支援計画書及び同意書を取り交わし、了解を得た上で行います。

③必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録します。

記録は完結の日から五年間保存するものとし、当該保存期間内において、利用者本人又は家族の要望により開示するものとします。

4 身体拘束等発生後の対応(報告等)

身体拘束等発生後遅滞なく、委員会に於いて報告された事例の調査、分析及び適正化策を検討します。

また、検討した適正化策を事業所職員に周知し、身体拘束の早期解除に努めると共に、身体拘束の状況及び適正化策等を、書面にて利用者本人及び家族に報告します。

5 身体拘束等の適正化のための職員研修

身体拘束の適正化を図るため、内部研修を行うと共に、行政或いは民間団体が実施する外部研修にも可能な限り積極的に参加し、事業所職員の身体拘束廃止に係る意識の醸成及び人権を尊重した支援技術の向上に努めます。

- 1) 定期的な教育・研修（毎年度1回以上）の実施
- 2) 新規採用職員に対する身体拘束適正化研修の実施
- 3) その他必要な教育・研修の実施

6 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者及び家族等に身体拘束等の適正化への理解及び協力を得るため、事業者のホームページに掲載すると共に、事業所に備え付ける等、常時閲覧が可能な状態にします。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所及び事業職員は、当該基本方針1の【身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方】に基づき、常に利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立った支援を行うと共に、支援技術の向上に努め、可能な限り身体拘束等を行わないための工夫を率先し、将来的には【身体拘束等ゼロ】を目指します。

附則

この方針は令和3年7月1日から施行します。